

議案第 39 号

東京都板橋区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

東京都板橋区公衆浴場法施行条例（平成 24 年板橋区条例第 9 号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 8 号中「換水する」を「換水して浴槽を清掃する」に
改め、同項第 9 号中「温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1
項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「
貯湯槽」に改め、同号ア中「汚れ等の」を削り、「行う」を「行い、汚
れ等を除去する」に改め、同項第 10 号エただし書中「塩素系薬剤によ
る消毒とその他の方法による消毒とを併用し」を「規則で定めるところ
により消毒を行い」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(10)の 2 調節槽を使用するときは、調節槽内部の状況について随時点
検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、
汚れ等を除去すること。

第 4 条第 1 項第 11 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同項第 13
号中「手ぬぐい」を「タオル」に改め、同号ただし書中「入浴者」を「
かみそりを除き、入浴者」に改め、同項第 14 号中「10 歳」を「7 歳」
に改め、同項第 34 号に次のように加える。

キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生さ
せる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水が行える構造で
あること。

第 4 条第 2 項第 1 号タ中「日出時」を「午前 6 時」に改める。

付 則

1 この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第４条第１項第９号及び第１０号エただし書の改正規定並びに同号の次に１号を加える改正規定並びに同項第１１号、第１３号及び第１４号の改正規定 令和４年１月１日
- (2) 第４条第１項第８号及び同条第２項第１号タの改正規定 公布の日

- ２ この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和２３年法律第１３９号）第２条第１項の規定により、公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第４条第１項第３４号キの規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

（提案理由）

公衆浴場における衛生等管理要領の改正に伴い、レジオネラ症対策に係る衛生措置及び構造設備の基準を改め、男女の混浴制限年齢を引き下げるほか、所要の規定整備をする必要がある。